

令5技術管理第735号の3
令和6年(2024年)3月15日

県内関係業界団体の長様

山口県土木建築部技術管理課長

建設工事における労働環境改善（Wi-Fiクリースタンス）の取組について

令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、建設工事の労働環境の改善を図ることを目的とし、「Wi-Fiクリースタンス」を推進することとしましたので、お知らせします。

記

1 取組内容（詳細は、別紙「お知らせ」による）

受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の事項について取り組む。

- (1) 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
- (2) 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」（休日明けを期限日としない）よう留意する。
- (3) 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

2 対象工事

全ての土木系工事

3 入札参加者への周知

当面の間、別途通知する「入札情報サービス（PPI）に掲載するお知らせ」（別紙を追加したもの）を設計図書に添付する予定です。

～ウェブページ掲載箇所～

【お知らせ】トップページ>組織から探す>技術管理課>お知らせ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/>

【問い合わせ先】担当：技術指導班 山本
TEL : 083-933-3636
E-mail : yamamoto.kouji.02@pref.yamaguchi.lg.jp

建設工事における労働環境改善(ワークリースタンス)の取組について ～お知らせ～

令和6年3月
山口県土木建築部

令和6年4月から建設業にも時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、建設工事の労働環境の改善を図ることを目的とし、ワークリースタンスを推進します。

【取組内容】

時間外勤務及び休日勤務を抑制し、労働環境の改善を行う。

以下のとおり、「山口県土木工事共通仕様書」に新規項目を追加

1-1-46 ウィークリースタンスの推進

受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、次の各号に掲げるワークリースタンス実施項目に取り組むものとする。

- (1) 時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
 - ① 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
 - ② 施工時間外の立会の設定は行わない。
 - ③ 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。
- (2) 土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」(休日明けを期限日としない) よう留意する。
- (3) 受発注者間のパートナーシップの適確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。
 - ① ワンデーレスポンス（受発注者からの発議を受領した時点から 24 時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし、土日等の休日は期間から除外する。）を徹底する。
 - ② 「土木工事書類一覧表」及び設計図書において提出又は提示する書類とされているもの以外は資料作成しない。
 - ③ 現地状況が異なる場合等にあたっては、受発注者間で遅滞なく協議・調整する。
 - ④ 「工事一時中止に係るガイドライン」に則り、適切な措置を執る。
 - ⑤ 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

※ 「土木工事書類一覧表」は、工事請負契約書や土木工事共通仕様書等に基づき、提出等が必要な書類を整理したもので、令和6年3月に更なる書類スリム化を図って改訂しました。山口県技術管理課ホームページで公開しています。

(<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23379.html>)